

質 問 事 項 回 答 書

受託予定業者 各位

委 託 名 ； 令和 7 年度しがのふるさと応援隊事業委託業務

〔 農政水産部 農村振興課 〕

質 問 事 項	左 記 の 回 答
① デュアルライフについては、「現地での交通費」の記載がないが、必要か。必要な場合、上限額を定めることは問題ないか。	① 農山村デュアルライフプログラムにおいて、「現地での交通費」は参加者負担のため、委託者側で用意する必要はなく、委託料には含まれていません。
② デュアルライフについては、定員が 1 エリアにつき 1 組（単身、ファミリー 1 組ずつ）となっているが、どちらの地域で実施するかは事業者判断で良いか。県ないし自治体の要望が優先されるか、	② 実施地域については、県で候補地を選定していますので、基本的にはその地域での実施をお願いします。また、1 エリアで 1 組（単身、ファミリー）については、地域の受け入れ体制にもよることから、県や市と調整のうえ判断することとします。
③ ワーキングホリデーについては、各エリアの定員がおおよそ 4 名のため、旅行業法第 3 条の規定に基づく登録を受けた業者等であれば、事務局によるレンタカーによる送迎・移動支援でも可能か。	③ 令和 6 年 3 月 1 日付け国自旅第 359 号の「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」に基づき、有償で運送を行うのでなければ、事務局による送迎・移動支援は可能であると解されます。なお、旅行業法第 3 条の規定に基づく登録を受けた業者であるという要件についてはこの判断に関与しません。事務局による送迎・移動支援を行う場合は、同乗者の保険加入等、安全管理を徹底してください。
④ 仕様書 P10(5)．「常に受託者 1 名は学生を引率し」とありますが、こちらは宿泊が必須でしょうか。	④ 緊急時も含め 24 時間対応できるよう、受託者は参加学生と同じ宿に宿泊、またはすぐに駆け付けることができる近隣の宿への宿泊を前提としています。もし受託者が宿泊しない場合は、地域住民や宿泊施設管理者に合意を得

⑤ 仕様書 P10(5)．「常に受託者 1 名は学生を引率し」とありますが、こちらは再委託者による引率でも良いのでしょうか。 ⑥ 仕様書 10(7)．「プロジェクトマネージャーおよび連絡調整者の再委託は認めない」とありますが、現場主任者の再委託は可能でしょうか。 ⑦ 仕様書 P2 概要「国スポ・障スポ大会期間とは実施期間が重ならないよう配慮すること」とありますが、1 日でも被ると不可なのでしょうか。	て謝金を支払った上で、夜間緊急時の現地対応等を依頼することも可能とします。なお、その場合においても依頼した地域住民または宿泊施設管理者から受託者に対し常に連絡が取れる体制とし、緊急連絡網の整備等は受託者側で行うこととします。 ⑤ 可能です。 ⑥ 可能です。 ⑦ 受入地域の都合等やむを得ない場合で重なる場合を除き、実施期間に重ならないよう設定してください。
--	--